

行政立法・通達・計画等(1)

(百選「I-49」～「I-53」)

問題 001

わが国においては、明治初年以來、法令の内容を一般国民の知りうべき状態に置く方法として法令公布の制度を採用し、これを法令施行の前提要件として来たが、現行制度の下において同様の立前を採用しているとは認め難い。

001 解答：誤り

現行制度の下においても、公布施行要件説に立つことを明らかにした。(I-49)

問題 002

公式令廃止後も、法令の公布を官報をもってする従前の方法が行われて来たことは顕著な事実ではあるが、これをもって直ちに、公式令廃止後も法令の公布は官報によるとの不文律が存在しているとまではいいえない。

002 解答：妥当である。(I-49)

問題 003

法令の公布について、国家が官報によってなされることに代わる他の適当な方法をもって法令の公布を行うものであることが明らかな場合でない限りは、法令の公布は従前通り、官報をもってせられるものと解するのが相当であって、たとえ事実上法令の内容が一般国民の知りうる状態に置かれえたとしても、いまだ法令の公布があったとすることはできない。

003 解答：妥当である。(I - 4 9)

問題 004

酒税法 54 条が、帳簿の記載等の義務等を規定し、その義務の内容の一部を命令の定めるところに一任していることは罪刑法定主義の要請に反し許されない。

004 解答：誤り

罪刑法定主義に反しないとした。(I - 5 0)

問題 005

酒税法施行規則 61 条が、各地方の実状に即し記載事項とするを必要とするものを税務署長の指定に任せた規定を置いたことは、酒税法 54 条の委任の趣旨に反し許されない。

005 解答：誤り

酒税法54条の委任の趣旨に反しないとした。(I-50)

問題 006

私有財産の収用が正当な補償のもとに行われた場合においてその後により収用目的が消滅したとしても、法律上当然に、これを被収用者に返還しなければならないものではない。

006 解答：妥当である。(I-51)

問題 007

私有財産の収用が行われた後当該収用物件につきその収用目的となった公共の用に供しないことを相当とする事実が生じた場合には、なお、国にこれを保有させ、その処置を原則として国の裁量にまかせるべきであるとする合理的理由はない。

007 解答：妥当である。(I-51)

問題 008

私有財産の収用が行われた後当該収用物件につきその収用目的となった公共の用に供しないことを相当とする事実が生じた場合であっても、被収用者にこれを回復する権利を保障する措置をとることが立法政策上当を得たものということとはできない。

008 解答：誤り

このような場合、被収用者に収用物件を回復する権利を保障する措置をとることは、立法政策上当を得たものであり、農地法 80 条の買収農地売払制度もこの趣旨で設けられたものであると判示した。(I - 5 1)

問題 009

農地法 80 条 1 項は、その規定の体裁からみて、売払いの対象を定める基準を政令に委任しているものと解されるが、委任の範囲にはおのずから限度があり、明らかに法が売払いの対象として予定しているものを除外することは、農地法 80 条に基づく売払制度の趣旨に照らし、許されない。

009 解答：妥当である。(I - 5 1)

問題 010

農地法 80 条の認定をすることができる場合につき、農地法施行令 16 条が、自作農創設特別措置法 3 条による買収農地については農地法施行令 16 条 4 号の場合にかぎることとし、それ以外のばあいにつき農地法 80 条の認定をすることができないとしたことは、法の委任の範囲を越えた無効のものというのほかはない。

010 解答：妥当である。(I - 5 1)

問題 011

監獄法施行規則 120 条が原則として被勾留者と幼年者との接見を許さないこととする一方で、124 条がその例外として限られた場合に監獄の長の裁量によりこれを許すこととしていることが、法律によらないで被勾留者の接見の自由を著しく制限するものであって監獄法 50 条の委任の範囲を超えるものというがごときの論は採用することはできない。

011 解答：誤り

監獄法 50 条の委任の範囲を超えるものといわなければならないとした。(I - 5 2)

問題 012

幼年者の心情の保護は元来その監護に当たる親権者等が配慮すべき事柄であることからすれば、法が一律に幼年者と被勾留者との接見を禁止することを予定し、容認しているものと解することは、困難である。

012 解答：妥当である。(I - 5 2)

問題 013

地方自治法 85 条 1 項は、解職の投票に関する規定であるが、解職の請求についても政令で規定することを許容するものと解するのを相当とする。

013 解答：誤り

地方自治法 85 条 1 項は、専ら解職の投票に関する規定であり、解職の請求についてまで政令で規定することを許容するものということとはできないとした。(I - 5 3)

問題 014

地方自治法施行令が公職選挙法 89 条 1 項本文を準用し、公務員について解職請求代表者となることを禁止していることは、地方自治法 85 条 1 項に基づく政令の定めとして許される範囲を超えたものとはいえず、その資格制限が無効であるとするすることはできない。

014 解答：誤り

当該政令の規定は、地方自治法85条1項に基づく政令の定めとして許される範囲を超えたものであり、その資格制限が請求手続きにまで及ぼされる限りで無効であるとした。(I-53)

問題 015

議員の解職請求において、請求代表者に農業委員会委員が含まれていることのみを理由として、解職請求者署名簿の署名の効力を否定することは許されない。

015 解答：妥当である。(I-53)